

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年12月20日（令和5年（行情）諮問第1165号ないし同第1168号）、令和6年2月1日（令和6年（行情）諮問第98号ないし同第100号）、同年10月3日（同第1053号ないし同第1056号）及び同年12月19日（同第1409号）

答申日：令和8年2月25日（令和7年度（行情）答申第924号ないし同第930号及び同第937号ないし同第941号）

事件名：「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）」等の一部開示決定に関する件

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の

実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1(1)ないし(12)に掲げる各文書(以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書12」といい、併せて「本件請求文書」という。)の各開示請求に対し、別紙の2(1)ないし(12)に掲げる各文書(以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書12」といい、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした各決定については、別紙の4に掲げる部分を開示すべきであり、別紙の3に掲げる各文書を追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年1月5日付け防官文第32号、同年3月15日付け同第3888号、同年5月20日付け同第9092号、同年7月26日付け同第12969号、同年9月30日付け同第16557号、同年12月3日付け同第20396号、令和4年2月14日付け同第2202号、令和5年4月7日付け同第8068号、同年6月15日付け同第12841号、同年9月1日付け同第18412号、同年11月9日付け同第23074号及び令和6年1月18日付け同第777号による各決定(以下、順に「原処分1」ないし「原処分12」という。)並びに令和5年9月6日付け同第18732号ないし同第18735号、同年10月6日付け同第20821号ないし同第20823号、令和6年6月28日付け同第15276号ないし同第15279号及び同年9月26日付け同第22055号による各一部開示決定(以下、順に「原処分1

3」ないし「原処分24」といい、原処分1ないし原処分24を併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1ないし審査請求書3 (原処分1ないし原処分3について)

ア ないしエ (略)

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ないしク (略)

(2) 審査請求書4 (原処分4について)

ア ないしエ (略)

オ 上記(1)オと同旨。

カ 及びキ (略)

(3) 審査請求書5、審査請求書7及び審査請求書12 (原処分5、原処分7及び原処分12について)

ア ないしカ (略)

(4) 審査請求書6 (原処分6について)

ア ないしエ (略)

オ 上記(1)オと同旨。

カ 及びキ (略)

(5) 審査請求書8、審査請求書9及び審査請求書11 (原処分8、原処分9及び原処分11について)

ア ないしオ (略)

(6) 審査請求書10 (原処分10について)

ア ないしエ (略)

オ 上記(1)オと同旨。

カ ないしク (略)

(7) 審査請求書13ないし審査請求書16 (原処分13ないし原処分16について)

ア ないしエ (略)

オ 上記(1)オと同旨。

カ (略)

キ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク (略)

- (8) 審査請求書 17 ないし審査請求書 19 (原処分 17 ないし原処分 19 について)
ア ないしエ (略)
オ 上記 (1) オと同旨。
カ及びキ (略)
ク 上記 (7) キと同旨。
ケ (略)
- (9) 審査請求書 20 ないし審査請求書 24 (原処分 20 ないし原処分 24 について)
ア ないしエ (略)
オ 上記 (1) オと同旨。
カ及びキ (略)
ク 上記 (7) キと同旨。
ケ (略)

3 意見書

(1) 意見書 1 (令和 5 年諮問第 1165 号)

閣議決定違反の自衛隊の行動に関する記録部分は開示すべきである。

本件対象文書のうち連番 7 文書【添付 1 (省略)】には「ソマリア領空飛行の実績」(19 頁。別紙第 4)と題する記述が存在する。

タイトル通りであれば、ソマリア領空を飛行した記録が記載されたものと思われる。

しかしながら、当該情報収集活動について定めた「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」(令和元年 12 月 27 日閣議決定)【添付 2 (省略)】では、当該活動の地理的範囲を「オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海(沿岸国の排他的経済水域を含む。)とする」と定めている。

すなわちソマリア領空を飛行したことが事実であれば、同閣議決定に違反するものである。

この点を鑑みると諮問庁が本件箇所を不開示としたのは、閣議決定違反の事実を隠蔽するためと思われる。

また仮に国の安全にかかわるとしても、自衛隊が閣議決定に違反して海外で行動した事実を明らかにすることの方が国家の利益につながるので、「公益上の理由による裁量的開示」を諮問庁は行うべきである。

(2) 意見書 2 (令和 6 年諮問第 1053 号)

他に文書があるはず。

過去に開示された関連文書のうち開示請求番号：2020. 2. 27-一本本 B1865 で特定された「実施文書 52」を見ると以下の文書が

存在するものと思料される。

①「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動（SHAMSHIR 20）作戦計画」の第2号以降。

②「ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動（JAMB I Y A O 9）作戦計画」（K-2頁（添付文書（省略）4枚目）掲載）。

(3) 意見書3（令和6年諮問第1054号及び諮問第1055号）

「ソマリア領空飛行の実績」の見出しは開示可能である。

過去に開示された関連文書のうち2020.11.9一本本B1730で特定された「海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第39次要員）」では「ソマリア領空飛行の実績」という見出しが開示されている。

本件対象文書でも同様な見出しが存在するものと思われ、それについては開示可能である。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分13について（令和5年諮問第1165号）

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（1）に掲げる8文書（本件対象文書1）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年1月5日付け防官文第32号により、本件対象文書1のうち、別紙の2（1）アないしエについて、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年9月6日付け防官文第18732号により、本件対象文書1のうち、別紙の2（1）オないしクについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分13）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分13に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分14について（令和5年諮問第1166号）

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（2）に掲げる8文書（本件対象文書2）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特

例を適用し、まず、令和3年3月15日付け防官文第3888号により、本件対象文書2のうち、別紙の2(2)アないしエについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った後、令和5年9月6日付け防官文第18733号により、本件対象文書2のうち、別紙の2(2)オないしクについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分14)を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分14に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(3) 原処分3及び原処分15について(令和5年諮問第1167号)

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2(3)に掲げる5文書(本件対象文書3)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年5月20日付け防官文第9092号により、本件対象文書3のうち、別紙の2(3)アについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分3)を行った後、令和5年9月6日付け防官文第18734号により、本件対象文書3のうち、別紙の2(3)イないしオについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分15)を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分15に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(4) 原処分4及び原処分16について(令和5年諮問第1168号)

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2(4)に掲げる5文書(本件対象文書4)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年7月26日付け防官文第12969号により、本件対象文書4のうち、別紙の2(4)アについて、法5条3号に

該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った後、令和5年9月6日付け防官文第18735号により、本件対象文書4のうち、別紙の2（4）イないしオについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分16）を行った。

本件審査請求は、原処分4及び原処分16に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(5) 原処分5及び原処分17（令和6年諮問第98号）

本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（5）に掲げる8文書（本件対象文書5）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年9月30日付け防官文第16557号により、本件対象文書5のうち、別紙の2（5）アについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った後、令和5年10月6日付け防官文第20821号により、本件対象文書5のうち、別紙の2（5）イないしクについて、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分17）を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分17に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分5に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(6) 原処分6及び原処分18（令和6年諮問第99号）

本件開示請求は、本件請求文書6の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（6）に掲げる11文書（本件対象文書6）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年12月3日付け防官文第20396号により、本件対象文書6のうち、別紙の2（6）アについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分6）を行った後、令和5年10月6日付け防官文第20822号により、本件対象文書6のうち、別紙の2（6）

イないしサについて、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分18）を行った。

本件審査請求は、原処分6及び原処分18に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分6に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(7) 原処分7及び原処分19（令和6年諮問第100号）

本件開示請求は、本件請求文書7の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（7）に掲げる14文書（本件対象文書7）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年2月14日付け防官文第2202号により、本件対象文書7のうち、別紙の2（7）アについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分7）を行った後、令和5年10月6日付け防官文第20823号により、本件対象文書7のうち、別紙の2（7）イないしセについて、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分19）を行った。

本件審査請求は、原処分7及び原処分19に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分7に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(8) 原処分8及び原処分20（令和6年諮問第1053号）

本件開示請求は、本件請求文書8の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（8）に掲げる26文書（本件対象文書8）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年4月7日付け防官文第8068号により、本件対象文書8のうち、別紙の2（8）アについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分8）を行った後、令和6年6月28日付け防官文第15276号により、本件対象文書8のうち、別紙の2（8）イないしハについて、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分20）を行った。

本件審査請求は、原処分 8 及び原処分 20 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 8 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年 4 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(9) 原処分 9 及び原処分 21 (令和 6 年諮問第 1054 号)

本件開示請求は、本件請求文書 9 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 (9) に掲げる 26 文書 (本件対象文書 9) を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 6 月 15 日付け防官文第 12841 号により、本件対象文書 9 のうち、別紙の 2 (9) アについて、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分 (原処分 9) を行った後、令和 6 年 6 月 28 日付け防官文第 15277 号により、本件対象文書 9 のうち、別紙の 2 (9) イないしハについて、法 5 条 1 号及び 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 21) を行った。

本件審査請求は、原処分 9 及び原処分 21 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 9 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年 2 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(10) 原処分 10 及び原処分 22 (令和 6 年諮問第 1055 号)

本件開示請求は、本件請求文書 10 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 (10) に掲げる 28 文書 (本件対象文書 10) を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 9 月 1 日付け防官文第 18412 号により、本件対象文書 10 のうち、別紙の 2 (10) アについて、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分 (原処分 10) を行った後、令和 6 年 6 月 28 日付け防官文第 15278 号により、本件対象文書 10 のうち、別紙の 2 (10) イないしフについて、法 5 条 1 号及び 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 22) を行った。

本件審査請求は、原処分 10 及び原処分 22 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分10に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(1 1) 原処分11及び原処分23 (令和6年諮問第1056号)

本件開示請求は、本件請求文書11の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2(11)に掲げる28文書(以下「本件対象文書11」という。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年11月9日付け防官文第23074号により、本件対象文書11のうち、別紙の2(11)アについて、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分11)を行った後、令和6年6月28日付け防官文第15279号により、本件対象文書11のうち、別紙の2(11)イないしフについて、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分23)を行った。

本件審査請求は、原処分11及び原処分23に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(1 2) 原処分12及び原処分24 (令和6年諮問第1409号)

本件開示請求は、本件請求文書12の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2(12)に掲げる30文書(本件対象文書12)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年1月18日付け防官文第777号により、本件対象文書12のうち、別紙の2(12)アについて、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分12)を行った後、同年9月26日付け防官文第22055号により、本件対象文書12のうち、別紙の2(12)イないしホについて、法5条1号、3号及び6号ニに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分24)を行った。

本件審査請求は、原処分12及び原処分24に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号ニに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分13について (令和5年諮問第1165号)

アないしウ (略)

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分13においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書1の一部が同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オないしキ (略)

ク 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書1のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分13を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分14について(令和5年諮問第1166号)

アないしケ 上記(1)と同旨(ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書2」、「同条3号及び5号」とあるのを「同条3号」、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分2及び原処分14」と読み替える。)

(3) 原処分3及び原処分15について(令和5年諮問第1167号)

アないしケ 上記(1)と同旨(ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書3」、「同条3号及び5号」とあるのを「同条3号」、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分3及び原処分15」と読み替える。)

(4) 原処分4及び原処分16について(令和5年諮問第1168号)

アないしウ (略)

エ 上記(1)エと同旨(ただし、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分4及び原処分16」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書4」、「同条3号及び5号」とあるのを「同条3号」と読み替える。)

オ及びカ (略)

キ 上記(1)クと同旨(ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書4」と読み替える。)

ク 上記(1)ケと同旨(ただし、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分4及び原処分16」と読み替える。)

(5) 原処分5及び原処分17(令和6年諮問第98号)

アないしオ (略)

カ 上記(1)エと同旨(ただし、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分5及び原処分17」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書5」、「同条3号及び5号」とあるのを「同条1号及

- び3号」と読み替える。)
- キ及びク (略)
- ケ 上記(1)クと同旨(ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書5」と読み替える。)
- コ 上記(1)ケと同旨(ただし、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分5及び原処分17」と読み替える。)
- (6) 原処分6及び原処分18 (令和6年諮問第99号)
- アないしウ (略)
- エ 上記(1)エと同旨(ただし、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分18」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書6」、「同条3号及び5号」とあるのを「同条1号及び3号」と読み替える。)
- オないしキ (略)
- ク 上記(1)クと同旨(ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書6」と読み替える。)
- ケ 上記(1)ケと同旨(ただし、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分6及び原処分18」と読み替える。)
- (7) 原処分7及び原処分19 (令和6年諮問第100号)
- アないしオ (略)
- カ 上記(1)エと同旨(ただし、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分19」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書7」、「同条3号及び5号」とあるのを「同条1号及び3号」と読み替える。)
- キ及びク (略)
- ケ 上記(1)クと同旨(ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書7」と読み替える。)
- コ 上記(1)ケと同旨(ただし、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分7及び原処分19」と読み替える。)
- (8) 原処分8及び原処分20 (令和6年諮問第1053号)
- アないしオ (略)
- カ 上記(1)エと同旨(ただし、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分20」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書8」、「同条3号及び5号」とあるのを「同条1号及び3号」と読み替える。)
- キ及びク (略)
- ケ 上記(1)クと同旨(ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書8」と読み替える。)
- コ (略)

- サ 上記（１）ケと同旨（ただし、「原処分１及び原処分１３」とあるのを「原処分８及び原処分２０」と読み替える。）
- （９）原処分９及び原処分２１（令和６年諮問第１０５４号）
- アないしオ （略）
- カ 上記（１）エと同旨（ただし、「原処分１及び原処分１３」とあるのを「原処分２１」、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書９」、「同条３号及び５号」とあるのを「同条１号及び３号」と読み替える。）
- キ及びク （略）
- ケ 上記（１）クと同旨（ただし、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書９」と読み替える。）
- コ （略）
- サ 上記（１）ケと同旨（ただし、「原処分１及び原処分１３」とあるのを「原処分９及び原処分２１」と読み替える。）
- （１０）原処分１０及び原処分２２（令和６年諮問第１０５５号）
- アないしウ （略）
- エ 上記（１）エと同旨（ただし、「原処分１及び原処分１３」とあるのを「原処分２２」、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書１０」、「同条３号及び５号」とあるのを「同条１号及び３号」と読み替える。）
- オないしケ （略）
- コ 上記（１）クと同旨（ただし、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書１０」と読み替える。）
- サ 上記（１）ケと同旨（ただし、「原処分１及び原処分１３」とあるのを「原処分１０及び原処分２２」と読み替える。）
- （１１）原処分１１及び原処分２３（令和６年諮問第１０５６号）
- アないしオ （略）
- カ 上記（１）エと同旨（ただし、「原処分１及び原処分１３」とあるのを「原処分２３」、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書１１」、「同条３号及び５号」とあるのを「同条１号及び３号」と読み替える。）
- キ及びク （略）
- ケ 上記（１）クと同旨（ただし、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書１１」と読み替える。）
- コ （略）
- サ 上記（１）ケと同旨（ただし、「原処分１及び原処分１３」とあるのを「原処分１１及び原処分２３」と読み替える。）
- （１２）原処分１２及び原処分２４（令和６年諮問第１４０９号）

アないしか (略)

キ 上記(1)エと同旨(ただし、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分24」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書12」、「同条3号及び5号」とあるのを「同条1号、3号及び6号ニ」と読み替える。)

ク及びケ (略)

コ 上記(1)クと同旨(ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書12」と読み替える。)

サ 上記(1)ケと同旨(ただし、「原処分1及び原処分13」とあるのを「原処分12及び原処分24」と読み替える。)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年12月20日 諮問の受理(令和5年(行情)諮問第1165号ないし同第1168号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 令和6年1月19日 審議(同上)
- ④ 同月29日 審査請求人から意見書1を収受(令和5年(行情)諮問第1165号)
- ⑤ 同年2月1日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第98号ないし同第100号)
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ⑦ 同月16日 審議(同上)
- ⑧ 同年10月3日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第1053号ないし同第1056号)
- ⑨ 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ⑩ 同月24日 審議(同上)
- ⑪ 同月30日 審査請求人から意見書2及び意見書3を収受(令和6年(行情)諮問第1053号ないし同第1055号)
- ⑫ 同年12月19日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第1409号)
- ⑬ 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ⑭ 令和7年1月22日 審議(同上)
- ⑮ 令和8年2月17日 部会の変更に伴う所要の手續の実施、委員の交代に伴う所要の手續の実施(令和5年(行情)諮問第1165号ないし同第1168号及び令和6年(行情)諮問

第98号ないし同第100号)

⑯ 同日

委員の交代に伴う所要の手續の実施（令和6年（行情）第1053号ないし同第1056号及び同第1409号）

⑰ 同日

令和5年（行情）諮問第1165号ないし同第1168号、令和6年（行情）諮問第98号ないし同第100号、同第1053号ないし同第1056号及び同第1409号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号ニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、諮問庁は原処分6ないし原処分12に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令（以下「一般命令」という。）」に基づき派遣された部隊の成果報告」の開示を求めていることから、一般命令に基づき派遣された第1次ないし第6次派遣情報収集活動水上部隊及び第38次ないし第52次派遣海賊対処行動航空隊（以下「派遣部隊」という。）が作成・保有した各成果報告のうち、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえ、別紙の2のとおり本件対象文書を特定した。

イ 審査請求人は意見書2において、「①「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動（SHAMSHIR 20）作戦計画」の第2号以降。」及び「②「ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動（JAMB IYA 09）作戦計画」（K-2頁（添付文書4枚目）掲載）」について、本件対象文書に該当すると

主張しているものと解されるが、上記アのとおり、本件請求文書は一般命令に基づく派遣部隊の成果報告を求めるものであることから、派遣部隊の成果報告に該当しない文書は特定していない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったところ、本件請求文書に該当する文書として、新たに別紙の3に掲げる文書の保有を確認した。

エ 本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認されなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定についての諮問庁の上記(1)ア及びイの説明自体は相当であるが、上記(1)ウの説明によると、防衛省において、本件対象文書の外に別紙の3に掲げる文書を保有しているとのことであるから、当審査会において、その提示を受けて確認したところ、本件請求文書に該当する文書であることが認められる。

他方、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、これらの文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

したがって、本件請求文書の開示請求につき、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において、審査請求人が意見書1及び意見書3で主張する部分について開示実施文書等を確認したところ、別紙の2(1)ク、別紙の2(2)ク及び別紙の2(3)ないし(12)のそれぞれオに掲げる文書の19ページの表題部がマスキングされずに記載されていることが認められる。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該部分は本来不開示とすべきところ、誤って開示したものである旨説明していることから、当該部分については、判断しない。

(1) 個人に関する情報

別表の番号1に掲げる不開示部分は、自衛隊員の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官(将補以上の階級の者を指す。)等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員は公表慣行が

なく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとのことであった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 派遣部隊の行動及び運用等に関する情報

別表の番号2に掲げる部分には、派遣部隊の行動及び運用等に関する情報が記載されている。

当該部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の4に掲げる部分については、原処分において開示されている部分から容易に推測できる内容であり、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(3) 他国又は国際機関に関する情報

別表の番号3に掲げる部分には、他国又は国際機関に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 派遣部隊の組織及び編成等に関する情報

別表の番号4に掲げる部分には、派遣部隊の組織及び編成等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、派遣部隊の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 派遣部隊の通信等に関する情報

別表の番号5に掲げる部分には、派遣部隊の通信等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、派遣部隊の通信システムの運用能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 人事管理に係る事務に関する情報

別表の番号6に掲げる部分には、派遣部隊で発生した服務事故の概要及び懲戒処分の検討状況等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、率直な評価を妨げ適正な評価に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は、意見書において、法7条による裁量的開示を求める趣旨と解される主張を行っているが、本件不開示部分については、当該部分を不開示とすることにより保護される利益と比較した場合、これを開示することに、それを上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号ニに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び6号ニに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分は、同条3号に該当せず、開示すべきであり、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる各文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (令和5年諮問第1165号)

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告(2011.10.3一本本B633で特定された文書のたぐいを希望します)。

【裏面をご参照下さい】

(2) 本件請求文書2 (令和5年諮問第1166号)

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告のうち防官文第32号(2020.11.9一本本B1730)で特定された文書以外の全て。

(3) 本件請求文書3 (令和5年諮問第1167号)

防官文第3888号(2021.1.12一本本B2108)で「残り部分」とされた全て。

(4) 本件請求文書4 (令和5年諮問第1168号)

防官文第9092号(2021.3.22一本本B2764)で「残りの部分」とされた全て。

(5) 本件請求文書5 (令和6年諮問第98号)

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書の全てのうち防官文第12969号(2021.5.28一本本B410)で「残りの部分」とされた全て、及び開示請求受付(2021.5.28一本本B410)の後に報告された文書の全て。

(6) 本件請求文書6 (令和6年諮問第99号)

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書の全てのうち防官文第16557号(2021.8.2一本本B836)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2021.8.2一本本B836)の後に報告された文書の全て。

(7) 本件請求文書7 (令和6年諮問第100号)

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書の全てのうち防官文第20396号(2021.10.6一本本B1524)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2021.10.6一本本B1524)の後に報告された文書の全て。

(8) 本件請求文書8 (令和6年諮問第1053号)

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書の全てのうち防官文第2202号（2021.12.14一本本B1982）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2021.12.14一本本B1982）の後に報告された文書の全て。

(9) 本件請求文書9（令和6年諮問第1054号）

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書の全てのうち防官文第8068号（2023.2.10一本本B2578）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.2.10一本本B2578）の後に報告された文書の全て。

(10) 本件請求文書10（令和6年諮問第1055号）

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書の全てのうち防官文第12841号（2023.4.18一本本B110）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.4.18一本本B110）の後に報告された文書の全て。

(11) 本件請求文書11（令和6年諮問第1056号）

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書の全てのうち防官文第18412号（2023.7.4一本本B928）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.7.4一本本B928）の後に報告された文書の全て。

(12) 本件請求文書12（令和6年諮問第1409号）

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」に基づき派遣された部隊の成果報告に該当する文書の全てのうち防官文第23074号（2023.9.12一本本B1309）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.9.12一本本B1309）の後に報告された文書の全て。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1（令和5年諮問第1165号）

ア 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（6護隊第120号。令和2年8月18日）
（かがみのみ。）

イ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（案）（かがみのみ。）

ウ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第38次要員）につい

- エ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第39次要員）について（報告）（派行空司第58号。令和2年9月21日）（かがみのみ。）
- オ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（6護隊第120号。令和2年8月18日）（かがみを除く。）
- カ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（案）（かがみを除く。）
- キ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第38次要員）について（報告）（派行空司第43号。令和2年7月7日）（かがみを除く。）
- ク 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第39次要員）について（報告）（派行空司第58号。令和2年9月21日）（かがみを除く。）

(2) 本件対象文書2（令和5年諮問第1166号）

- ア 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（6護隊第120号。令和2年8月18日）（別冊第1のかがみ及び目次のみ。）
- イ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（案）（別紙第1のかがみ及び目次のみ。）
- ウ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第38次要員）について（報告）（派行空司第43号。令和2年7月7日）（別冊のかがみ及び目次のみ。）
- エ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第39次要員）について（報告）（派行空司第58号。令和2年9月21日）（別冊のかがみ及び目次のみ。）
- オ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（6護隊第120号。令和2年8月18日）（かがみ並びに別冊第1のかがみ及び目次を除く。）
- カ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（案）（かがみ並びに別冊第1のかがみ及び目次を除く。）
- キ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第38次要員）について（報告）（派行空司第43号。令和2年7月7日）（かがみ並びに別冊のかがみ及び目次を除く。）
- ク 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第39次要員）について（報告）（派行空司第58号。令和2年9月21日）（かがみ並びに別冊のかがみ及び目次を除く。）

(3) 本件対象文書3（令和5年諮問第1167号）

- ア 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第38次要員）について（報告）（派行空司第43号。令和2年7月7日）（かがみ、別冊のかがみ及び目次を除く。）（1ページのみ。）
 - イ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（6護隊第120号。令和2年8月18日）（かがみ並びに別冊第1のかがみ及び目次を除く。）
 - ウ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（案）（かがみ並びに別冊第1のかがみ及び目次を除く。）
 - エ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第38次要員）について（報告）（派行空司第43号。令和2年7月7日）（かがみ並びに別冊のかがみ、目次及び1ページを除く。）
 - オ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第39次要員）について（報告）（派行空司第58号。令和2年9月21日）（かがみ並びに別冊のかがみ及び目次を除く。）
- (4) 本件対象文書4（令和5年諮問第1168号）
- ア 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第38次要員）について（報告）（派行空司第43号。令和2年7月7日）（かがみ並びに別冊のかがみ、目次及び1ページを除く。）（別冊の2ページのみ。）
 - イ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（6護隊第120号。令和2年8月18日）（かがみ並びに別冊第1のかがみ及び目次を除く。）
 - ウ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（案）（かがみ並びに別冊第1のかがみ及び目次を除く。）
 - エ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第38次要員）について（報告）（派行空司第43号。令和2年7月7日）（かがみ並びに別冊のかがみ、目次、1ページ及び2ページを除く。）
 - オ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第39次要員）について（報告）（派行空司第58号。令和2年9月21日）（かがみ並びに別冊のかがみ及び目次を除く。）
- (5) 本件対象文書5（令和6年諮問第98号）
- ア 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第38次要員）について（報告）（派行空司第43号。令和2年7月7日）（かがみ並びに別冊のかがみ、目次、1ページ及び2ページを除く。）（3ページのみ。）
 - イ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（6護隊第120号。令和2年8月18日）（かがみ並びに別冊第1のかがみ及び目次を除く。）

- ウ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（案）（かがみ並びに別冊第1のかがみ及び目次を除く。）
- エ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第38次要員）について（報告）（派行空司第43号。令和2年7月7日）（かがみ並びに別冊のかがみ、目次及び1ページないし3ページを除く。）
- オ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第39次要員）について（報告）（派行空司第58号。令和2年9月21日）（かがみ並びに別冊のかがみ及び目次を除く。）
- カ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第43次要員）について（報告）（派行空司第62号。令和3年7月18日）
- キ 第4次派遣情報収集活動水上部隊帰国報告（令和3年6月24（木）。第7護衛隊（すずなみ））
- ク 第4次派遣情報収集活動水上部隊帰国報告（令和3年6月28（月）。第7護衛隊（すずなみ））
- (6) 本件対象文書6（令和6年諮問第99号）
 - ア 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第44次要員）について（報告）（派行空司第72号。令和3年10月4日）（かがみのみ。）
 - イ ないしク 上記（5）イ ないしクと同じ。
 - ケ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動任務終了報告について（報告）（7護隊第74号。令和3年6月14日）
 - コ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第44次要員）について（報告）（派行空司第72号。令和3年10月4日）（かがみを除く。）
 - サ 海賊対処行動・情報収集活動任務成果報告（第44次要員）
- (7) 本件対象文書7（令和6年諮問第100号）
 - ア 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第45次要員）について（報告）（派行空司第84号。令和3年12月13日）（かがみのみ。）
 - イ ないしク 上記（5）イ ないしクと同じ。
 - ケ ないしサ 上記（6）ケ ないしサと同じ。
 - シ 中東地域における情報収集活動任務終了報告について（報告）（5護隊第131号。令和3年10月30日）
 - ス 派遣情報収集活動水上部隊（第5次）帰国報告（令和3年11月12日（金）。第5護衛隊（あきづき））
 - セ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第45次要員）について（報告）（派行空司第84号。令和3年12月13日）（かがみを除く。）

(8) 本件対象文書8 (令和6年諮問第1053号)

- ア 海賊対処行動(情報収集活動)任務終了報告(第46次要員)について(報告)(派行空司第96号。令和4年3月5日)(かがみのみ。)
- イ ないしク 上記(5)イ ないしクと同じ。
- ケ ないしサ 上記(6)ケ ないしサと同じ。
- シ ないしセ 上記(7)シ ないしセと同じ。
- ソ 海賊対処行動・情報収集活動任務成果報告(第45次要員)
- タ 中東地域における情報収集活動任務終了報告について(報告)(3護隊第44号。令和4年3月18日)
- チ 海賊対処行動(情報収集活動)任務終了報告(第46次要員)について(報告)(派行空司第96号。令和4年3月5日)(かがみを除く。)
- ツ 海賊対処行動・情報収集活動任務成果報告(第46次要員)
- テ 海賊対処行動(情報収集活動)任務終了報告(第47次要員)について(報告)(派行空司第24号。令和4年5月28日)
- ト 海賊対処行動・情報収集活動任務成果報告(第47次要員)
- ナ 海賊対処行動(情報収集活動)任務終了報告(第48次要員)について(報告)(派行空司第41号。令和4年8月20日)
- ニ 海賊対処行動・情報収集活動任務成果報告(第48次要員)
- ヌ 海賊対処行動(情報収集活動)任務終了報告(第49次要員)について(報告)(派行空司第70号。令和4年11月12日)
- ネ 海賊対処行動・情報収集活動任務成果報告(第49次要員)
- ノ 海賊対処行動(情報収集活動)任務終了報告(第50次要員)について(報告)(派行空司第10号。令和5年2月4日)
- ハ 海賊対処行動・情報収集活動任務成果報告(第50次要員)

(9) 本件対象文書9 (令和6年諮問第1054号)

- ア 海賊対処行動(情報収集活動)任務終了報告(第47次要員)について(報告)(派行空司第24号。令和4年5月28日)(かがみのみ。)
- イ ないしク 上記(5)イ ないしクと同じ。
- ケ ないしサ 上記(6)ケ ないしサと同じ。
- シ ないしセ 上記(7)シ ないしセと同じ。
- ソ ないしツ 上記(8)ソ ないしツと同じ。
- テ 海賊対処行動(情報収集活動)任務終了報告(第47次要員)について(報告)(派行空司第24号。令和4年5月28日)(かがみを除く。)
- ト ないしハ 上記(8)ト ないしハと同じ。

(10) 本件対象文書10 (令和6年諮問第1055号)

- ア 海賊対処行動(情報収集活動)任務終了報告(第48次要員)について(報告)(派行空司第41号。令和4年8月20日)(かがみのみ。)

- イないしク 上記（５）イないしクと同じ。
- ケないしサ 上記（６）ケないしサと同じ。
- シないしセ 上記（７）シないしセと同じ。
- ソないしツ 上記（８）ソないしツと同じ。
- テ 上記（９）テと同じ。
- ト 上記（８）トと同じ。
- ナ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第４８次要員）について（報告）（派行空司第４１号。令和４年８月２０日）（かがみを除く。）
- ニないしハ 上記（８）ニないしハと同じ。
- ヒ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第５１次要員）について（報告）（派行空司第３８号。令和５年４月２９日）
- フ 海賊対処行動・情報収集活動任務成果報告（第５１次要員）
- (11) 本件対象文書１１（令和６年諮問第１０５６号）
- ア 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第４９次要員）について（報告）（派行空司第７０号。令和４年１１月１２日）（かがみのみ。）
- イないしク 上記（５）イないしクと同じ。
- ケないしサ 上記（６）ケないしサと同じ。
- シないしセ 上記（７）シないしセと同じ。
- ソないしツ 上記（８）ソないしツと同じ。
- テ 上記（９）テと同じ。
- ト 上記（８）トと同じ。
- ナ 上記（１０）ナと同じ。
- ニ 上記（８）ニと同じ。
- ヌ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第４９次要員）について（報告）（派行空司第７０号。令和４年１１月１２日）（かがみを除く。）
- ネないしハ 上記（８）ネないしハと同じ。
- ヒ及びフ 上記（１０）ヒ及びフと同じ。
- (12) 本件対象文書１２（令和６年諮問第１４０９号）
- ア 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第５０次要員）について（報告）（派行空司第１０号。令和５年２月４日）（かがみのみ。）
- イないしク 上記（５）イないしクと同じ。
- ケないしサ 上記（６）ケないしサと同じ。
- シないしセ 上記（７）シないしセと同じ。
- ソないしツ 上記（８）ソないしツと同じ。
- テ 上記（９）テと同じ。

- ト 上記（８）トと同じ。
- ナ 上記（１０）ナと同じ。
- ニ 上記（８）ニと同じ。
- ヌ 上記（１１）ヌと同じ。
- ネ 上記（８）ネと同じ。
- ノ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第５０次要員）について（報告）（派行空司第１０号。令和５年２月４日）（かがみを除く。）
- ハ 上記（８）ハと同じ。
- ヒ及びフ 上記（１０）ヒ及びフと同じ。
- ヘ 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第５２次要員）について（報告）（派行空司第７２号。令和５年１０月１１日）
- ホ 海賊対処行動・情報収集活動任務成果報告（第５２次要員）

3 特定すべき文書

- (1) 本件請求文書２ないし本件請求文書１２に該当する文書
 - ア 海賊対処行動（情報収集活動）任務終了報告（第４０次要員）について（報告）（派行空司第６９号。令和２年１２月４日）
 - イ 海賊対処行動・情報収集活動任務成果報告（第４０次要員）
- (2) 本件請求文書７ないし本件請求文書１２に該当する文書
 - 派遣情報収集活動水上部隊（第５次）帰国報告（令和３年１１月１１日（木）。第５護衛隊（あきづき）

4 開示すべき部分

文書	ページ	開示すべき部分
上記２（１）オ及び 上記２（２）アに掲 げる文書	別冊第１の２ページ 及び３ページ	「４ 提言」の不開示部分の うち、項目番号を示す部分
	別冊第１の３ページ	「４ 提言」の不開示部分の うち、下から３行目の全て
上記２（１）カ及び 上記２（２）イに掲 げる文書	別冊第１の３ページ	「別紙第９」及び「別紙第１ ０」の項目名の全て

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	本件対象文書	原処分	不開示とした部分	不開示とした理由
1	別紙の2の （5）キ、 （6）キ及び （7）キに掲 げる文書	原処分 17な いし原 処分1 9	6ページ、14ペ ージ及び15ペ ージのそれぞれ一部 （それぞれ写真の 顔部分）	個人に関する情報で あり、特定の個人を識 別することができる とともに、防衛省・自衛 隊の行動及び運用に関 する情報であり、これ を公にすることによ り、自衛隊の運用能力 が推察され、自衛隊の 任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す るおそれがあることか ら、法5条1号及び3 号に該当するため不開 示とした。
	別紙の2の （5）ク、 （6）ク及び （7）クに掲 げる文書	原処分 17な いし原 処分1 9	6ページ、14ペ ージ及び15ペ ージのそれぞれ一部 （それぞれ写真の 顔部分）	
	別紙の2の （8）キ、 （9）キ、 （10）キ、 （11）キ及 び（12）キ に掲げる文書	原処分 20な いし原 処分2 4	6ページ、14ペ ージ及び15ペ ージのそれぞれ一部 （それぞれ写真の 顔部分）	個人に関する情報で あり、特定の個人を識 別することができる とともに、防衛省・自衛 隊の行動及び運用に関 する情報であり、これ を公にすることによ り、自衛隊の運用能力 が推察され、防衛省・ 自衛隊の任務の効果的 な遂行に支障を及ぼ し、ひいては我が国の 安全を害するおそれ があることから、法5条 1号及び3号に該当す るため不開示とした。
	別紙の2の （8）ク、 （9）ク、 （10）ク、 （11）ク及 び（12）ク に掲げる文書	原処分 20な いし原 処分2 4	6ページ、14ペ ージ及び15ペ ージのそれぞれ一部 （それぞれ写真の 顔部分）	
	別紙の2の （7）ス に掲げる文書	原処分 19	8ページ、12ペ ージ及び13ペ ージのそれぞれ一部	個人に関する情報で あり、特定の個人を識 別することができる

			(それぞれ写真の顔部分)	ともに、防衛省・自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の(8)ス、(9)ス、(10)ス、(11)ス及び(12)スに掲げる文書	原処分20ないし原処分24	8ページ、12ページ及び13ページのそれぞれ一部(それぞれ写真の顔部分)		個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるとともに、防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の(7)ス、(8)ス、(9)ス、(10)ス、(11)ス及び(12)スに掲げる文書	原処分19ないし原処分24	14ページの一部(写真の顔部分)		個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が

				損なわれるおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
2	別紙の2 (1)アに掲げる文書	原処分 1	2枚目の「写送付先」の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用が推察され、自衛隊の効果的な任務遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	別紙の2 (2)アに掲げる文書	原処分 2	2枚目及び3枚目のそれぞれ「目次」の一部	自衛隊の組織・編成、運用、教育訓練、装備品等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用要領、能力及び装備品の能力が推察され、自衛隊の効果的な任務遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
	別紙の2 (2)イに掲げる文書		2枚目及び3枚目のそれぞれ「目次」の一部	
	別紙の2 (1)オに掲げる文書	原処分 13	別冊第1の3ページないし5ページ、9ページないし11ページ、14ページ、15ページ、18ページないし20ページ、22ページ、	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて

			29ページ、31ページないし33ページ、35ページ、36ページ、41ページないし55ページ及び67ページのそれぞれ一部	は我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の (2)オ、 (3)イ、 (4)イ、 (5)イ、 (6)イ、 (7)イ、 (8)イ、 (9)イ、 (10)イ、 (11)イ及び (12)イ に掲げる文書	原処分 14ないし原 処分2 4	別冊第1の4ページ、5ページ、9ページないし11ページ、14ページ、15ページ、18ページないし20ページ、22ページ、29ページ、31ページないし33ページ、35ページ、36ページ、41ページないし55ページ及び67ページのそれぞれ一部		
別紙の2 (1)オに掲 げる文書	原処分 13	別冊第1の2ページ、6ページないし8ページ、12ページ、13ページ、16ページ、17ページ、21ページ、23ページないし28ページ、30ページ、34ページ、37ページないし40ページ、56ページないし66ページ及び68ページ		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

			ないし75ページのそれぞれ一部	
別紙の2の (2) オ、 (3) イ、 (4) イ、 (5) イ、 (6) イ、 (7) イ、 (8) イ、 (9) イ、 (10) イ、 (11) イ及び (12) イ に掲げる文書	原処分 14ないし原 処分2 4	別冊第1の6ページないし8ページ、12ページ、13ページ、16ページ、17ページ、21ページ、23ページないし28ページ、30ページ、34ページ、37ページないし40ページ、56ページないし66ページ及び68ページないし75ページのそれぞれ一部		
別紙の2の (1) オ、 (2) オ、 (3) イ、 (4) イ、 (5) イ、 (6) イ、 (7) イ、 (8) イ、 (9) イ、 (10) イ、 (11) イ及び (12) イ に掲げる文書	原処分 13ないし原 処分2 4	別冊第2の2ページないし58ページのそれぞれ一部 別冊第3の3ページないし158ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	

			別冊第3の159 ページないし17 0ページのそれぞ れ一部	防衛省・自衛隊の行 動及び運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す おそれがあることか ら、法5条3号に該当 するため不開示とし た。
別紙の2 (1)イに掲 げる文書	原処分 1		2枚目の「写送付 先」の一部	自衛隊の運用に関す る情報であり、これを 公にすることにより、 自衛隊の運用が推察さ れ、自衛隊の効果的な 任務遂行に支障を生じ させるおそれがあると ともに、国の内部の審 議・検討に関する情報 であり、これを公にす ることにより、率直な 意見の交換若しくは意 思決定の中立性が不当 に損なわれるおそれ、 不当に国民の間に混乱 を生じさせるおそれ又 は特定の者に不利益を 及ぼすおそれがあるこ とから、法5条3号及 び5号に該当するため 不開示とした。
別紙の2の (1)カ、 (2)カ、	原処分 13		別冊第1の3ペー ジないし6ペー ジ、13ページ、	防衛省・自衛隊の行 動及び運用に関する情 報であり、これを公に

	(3) ウ、 (4) ウ、 (5) ウ、 (6) ウ、 (7) ウ、 (8) ウ、 (9) ウ、 (10) ウ、 (11) ウ及 び(12) ウ に掲げる文書		16 ページないし 26 ページ、31 ページないし34 ページ、37 ペ ージないし39 ペ ージ、45 ページ、 48 ページないし 50 ページ、54 ページ、55 ペ ージ、58 ページな いし60 ページ、 62 ページ、65 ページ、66 ペ ージ、69 ページ、 70 ページ、81 ページ、88 ペ ージないし102 ペ ージ、107 ペ ージないし131 ペ ージ、136 ペ ージ、137 ペ ージ、161 ペ ージ、168 ペ ージ ないし173 ペ ージ、175 ペ ージ ないし178 ペ ージ及び180 ペ ージないし183 ペ ージのそれぞれ一 部	することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す るおそれがあるるとも に、他国又は国際機関 に関する情報であり、 これを公にすること により、他国又は国際機 関との信頼関係が損な われるおそれがあるこ とから、法5条3号に 該当するため不開示と した。
		原処分 14な し原処 分24	別冊第1の4ペ ージないし6ペ ージ、13ページ、 16 ページないし 26 ページ、31 ページないし34 ページ、37ペ	

			<p>ジないし39ページ、45ページ、48ページないし50ページ、54ページ、55ページ、58ページないし60ページ、62ページ、65ページ、66ページ、69ページ、70ページ、81ページ、88ページないし102ページ、107ページないし131ページ、136ページ、137ページ、161ページ、168ページないし173ページ、175ページないし178ページ及び180ページないし183ページのそれぞれ一部</p>	
		<p>原処分 13</p>	<p>別冊第1の2ページ、7ページないし12ページ、14ページ、15ページ、27ページないし30ページ、35ページ、36ページ、40ページないし44ページ、46ページ、47ページ、</p>	<p>防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当</p>

			<p>5 1 ページないし 5 3 ページ、5 6 ページ、5 7 ペー ジ、6 1 ページ、 6 3 ページ、6 7 ページ、6 8 ペー ジ、7 1 ページな いし8 0 ページ、 8 2 ページないし 8 7 ページ、1 0 3 ページないし1 0 6 ページ、1 3 2 ページないし1 3 5 ページ、1 3 8 ページないし1 6 0 ページ、1 6 2 ページないし1 6 7 ページ、1 7 4 ページ及び1 7 9 ページのそれぞ れ一部</p>	<p>するため不開示とし た。</p>
		<p>原処分 1 4 な いし原 処分2 4</p>	<p>別冊第1の7ペー ジないし12ペー ジ、14ページ、 15ページ、27 ページないし30 ページ、35ペー ジ、36ページ、 40ページないし 44ページ、46 ページ、47ペー ジ、51ページな いし53ページ、 56ページ、57 ページ、61ペー ジ、63ページ、 67ページ、68</p>	

			ページ、71ページないし80ページ、82ページないし87ページ、103ページないし106ページ、132ページないし135ページ、138ページないし160ページ、162ページないし167ページ、174ページ及び179ページのそれぞれ一部	
		原処分 13ないし原 処分2 4	別冊第2の2ページないし51ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	別紙の2 (3)アに掲 げる文書	原処分 3	1ページの一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、

				自衛隊の運用が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2 (4)アに掲げる文書	原処分 4	別冊の2ページの一部		自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2 (5)アに掲げる文書	原処分 5	3ページの一部		自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の (1)キ及び (2)キに掲げる文書	原処分 13及び 原処分14	別冊の1ページないし3ページ、5ページないし7ページ、9ページないし11ページ、14ページないし19ページ及び2		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に

			1 ページないし 2 6 ページのそれぞ れ一部	支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す るおそれがあることか ら、法 5 条 3 号に該当 するため不開示とし た。
別紙の 2 の (3) エに掲 げる文書	原処分 1 5		別冊の 2 ページ、 3 ページ、5 ペー ジないし 7 ペー ジ、9 ページない し 1 1 ページ、1 4 ページないし 1 9 ページ及び 2 1 ページないし 2 6 ページのそれぞれ 一部	
別紙の 2 の (4) エに掲 げる文書	原処分 1 6		別冊の 3 ページ、 5 ページないし 7 ページ、9 ページ ないし 1 1 ペー ジ、1 4 ページな いし 1 9 ページ及 び 2 1 ページない し 2 6 ページのそ れぞれ一部	
別紙の 2 の (1) キ、 (2) キ、 (3) エ、 (4) エ、 (5) エ、 (6) エ、 (7) エ、 (8) エ、 (9) エ、 (10) エ、 (11) エ及 び (12) エ に掲げる文書	原処分 1 3 な いし原 処分 2 4		別冊の 4 ページ、 1 3 ページ及び 2 0 ページのそれぞ れ一部	防衛省・自衛隊の行 動及び運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す るおそれがあるるとも に、他国又は国際機関 に関する情報であり、 これを公にすること により、他国又は国際機 関との信頼関係が損な

				われるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		原処分 17ないし原 処分2 4	別冊の5ページないし7ページ、9ページないし11ページ、14ページないし19ページ及び21ページないし26ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の (1)ク、 (2)ク、 (3)オ、 (4)オ、 (5)オ、 (6)オ、 (7)オ、 (8)オ、 (9)オ、 (10)オ、 (11)オ及び (12)オ に掲げる文書		原処分 13ないし原 処分2 4	別冊の1ページないし3ページ、5ページ、9ページ、10ページ、15ページないし18ページ及び20ページないし28ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
			別冊の4ページ、14ページ及び19ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に

				支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
			別冊の8ページ及び11ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察されるとともに、防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する能力及び現状が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	別紙の2の(5)カ、(6)カ、(7)カ、(8)カ、(9)カ、	原処分17ないし原処分24	別冊の1ページ、3ページないし5ページ、7ページ、8ページ及び11ページないし19ページのそれ	防衛省・自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の

	(10)カ、 (11)カ及 び(12)カ に掲げる文書		ぞれ一部	効果的な遂行に支障を 及ぼし、ひいては我が 国の安全を害するおそ れがあることから、法 5条3号に該当するた め不開示とした。
	別紙の2の (5)カ、 (6)カ及び (7)カに掲 げる文書	原処分 17な いし原 処分1 9	別冊の2ページの 一部	個人に関する情報で あり、特定の個人を識 別することができる とともに、防衛省・自 衛隊の運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察 され、自衛隊の任務の 効果的な遂行に支障 を及ぼし、ひいては 我が国の安全を害す おそれがあることか ら、法5条1号及び3 号に該当するため不 開示とした。
	別紙の2の (8)カ、 (9)カ、 (10)カ、 (11)カ及 び(12)カ に掲げる文書	原処分 20な いし原 処分2 4	別冊の2ページの 一部	個人に関する情報で あり、特定の個人を識 別することができる とともに、防衛省・自 衛隊の運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察 され、防衛省・自衛 隊の任務の効果的な 遂行に支障を及ぼし 、ひいては我が国の 安全を害するおそれ があることから、法5 条1号及び3号に該 当するため不開

			示とした。
別紙の2の (5)キ、 (6)キ、 (7)キ、 (8)キ、 (9)キ、 (10)キ、 (11)キ及 び(12)キ に掲げる文書	原処分 17な いし原 処分2 4	3ページないし5 ページ、10ペー ジ及び12ペー ジのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行 動及び運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、自衛隊の任務の効 果的な遂行に支障を及 ぼし、ひいては我が国 の安全を害するおそれ があるとともに、他国 又は国際機関に関する 情報であり、これを公 にすることにより、他 国又は国際機関との信 頼関係が損なわれるお それがあることから、 法5条3号に該当する ため不開示とした。
別紙の2の (5)キ、 (6)キ及び (7)キに掲 げる文書	原処分 17な いし原 処分1 9	6ページ、14ペ ージ及び15ペー ジのそれぞれ一部 (それぞれ写真の 顔部分を除く。)	個人に関する情報で あり、特定の個人を識 別することができる とともに、防衛省・自衛 隊の行動及び運用に関 する情報であり、これ を公にすることによ り、自衛隊の運用能力 が推察され、自衛隊の 任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す るおそれがあることか ら、法5条1号及び3 号に該当するため不開 示とした。
別紙の2の (8)キ、	原処分 20な	6ページ、14ペ ージ及び15ペー	個人に関する情報で あり、特定の個人を識

	<p>(9) キ、 (10) キ、 (11) キ及び (12) キ に掲げる文書</p>	<p>いし原 処分2 4</p>	<p>ジのそれぞれ一部 (それぞれ写真の 顔部分を除く。)</p>	<p>別することができる とともに、防衛省・自衛 隊の行動及び運用に関 する情報であり、これ を公にすることにより 、自衛隊の運用能力 が推察され、防衛省・ 自衛隊の任務の効果的 な遂行に支障を及ぼ し、ひいては我が国の 安全を害するおそれ があることから、法5条 1号及び3号に該当す るため不開示とした。</p>
	<p>別紙の2の (5) キ、 (6) キ、 (7) キ、 (8) キ、 (9) キ、 (10) キ、 (11) キ及 び(12) キ に掲げる文書</p>	<p>原処分 17ないし原 処分2 4</p>	<p>9ページ、11ペ ージ、13ペ ージ及び16ペ ージの それぞれ一部</p>	<p>防衛省・自衛隊の行 動及び運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す るおそれがあることか ら、法5条3号に該当 するため不開示とし た。</p>
	<p>別紙の2の (5) ク、 (6) ク、 (7) ク、 (8) ク、 (9) ク、 (10) ク、 (11) ク及 び(12) ク に掲げる文書</p>	<p>原処分 17ないし原 処分2 4</p>	<p>3ページないし5 ページ、10ペ ージ及び12ペ ージの それぞれ一部</p>	<p>防衛省・自衛隊の行 動及び運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、自衛隊の任務の効 果的な遂行に支障を及 ぼし、ひいては我が国 の安全を害するおそれ があるとともに、他国</p>

				又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の(5)ク、(6)ク及び(7)クに掲げる文書	原処分17ないし原処分19	6ページ、14ページ及び15ページのそれぞれ一部(それぞれ写真の顔部分を除く。)		個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるとともに、防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の(8)ク、(9)ク、(10)ク、(11)ク及び(12)クに掲げる文書	原処分20ないし原処分24	6ページ、14ページ及び15ページのそれぞれ一部(それぞれ写真の顔部分を除く。)		個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるとともに、防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれが

				あることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の (5)ク、 (6)ク、 (7)ク、 (8)ク、 (9)ク、 (10)ク、 (11)ク及び (12)ク に掲げる文書	原処分 17ないし原 処分24	9ページ、11ページ及び13ページのそれぞれ一部		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の (6)ケ、 (7)ケ、 (8)ケ、 (9)ケ、 (10)ケ、 (11)ケ及び (12)ケ に掲げる文書	原処分 18ないし原 処分24	かがみの2ページの一部 別冊第1の2ページ、12ページ、13ページ、15ページ、28ページないし31ページ、34ページ、35ページ、37ページ、39ページ、40ページ、42ページ、43ページ、46ページ、48ページないし52ページ、55ページないし60ページ、74ページ、75ページ、106ページないし109ページ、112ページ		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

			<p>ないし 114 ページ、116 ページ ないし 118 ページ、125 ページ、127 ページ、131 ページ 及び 135 ページ ないし 137 ページのそれぞれ一部</p>	
			<p>別冊第 1 の 3 ページないし 11 ページ、14 ページ、16 ページないし 27 ページ、32 ページ、33 ページ、36 ページ、38 ページ、41 ページ、44 ページ、45 ページ、47 ページ、53 ページ、54 ページ、61 ページないし 73 ページ、76 ページないし 105 ページ、110 ページ、111 ページ、115 ページ、119 ページないし 124 ページ、126 ページ、128 ページないし 130 ページ及び 132 ページないし 134 ページのそれぞれ一部</p>	<p>防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。</p>
			別冊第 2 の 2 ページ	

			ジないし74ページ のそれぞれ一部	
別紙の2の (6)コ、 (7)コ、 (8)コ、 (9)コ、 (10)コ、 (11)コ及 び(12)コ に掲げる文書	原処分 18ないし原 処分2 4	別冊の3枚目ない し7枚目、9枚目 及び12枚目ない し23枚目のそれ ぞれ一部		防衛省・自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の (6)サ、 (7)サ、 (8)サ、 (9)サ、 (10)サ、 (11)サ及 び(12)サ に掲げる文書	原処分 18ないし原 処分2 4	2ページ、3ページ 及び7ページない し9ページのそれ ぞれ一部		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		4ページないし6 ページ、10ペー ジ及び12ペー ジのそれぞれ一部		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛

				隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の (7)シ、 (8)シ、 (9)シ、 (10)シ、 (11)シ及び (12)シ に掲げる文書	原処分 19ないし原 処分2 4	かがみの2ページ の一部	別冊の10ページ ないし12ページ、 24ページ、 30ページないし 34ページ、38 ページ、41ページ、 43ページ、 46ページ、50 ページないし55 ページ、78ページ、 79ページ、 92ページないし 94ページ、15 2ページないし1 56ページ、16 0ページ、162 ページ、166ページ ないし172 ページ、174ページ ないし176 ページ及び181 ページのそれぞれ 一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		別冊の2ページないし9ページ、13 ページないし2	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公に	

			<p>2 ページ、25 ページないし29 ページ、35 ページないし37 ページ、39 ページ、40 ページ、42 ページ、44 ページ、45 ページ、47 ページないし49 ページ、56 ページないし77 ページ、80 ページないし91 ページ、95 ページないし151 ページ、157 ページないし159 ページ、161 ページ、163 ページないし165 ページ、173 ページ及び177 ページないし180 ページのそれぞれ一部</p>	<p>することにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
	<p>別紙の2の(7)ス、(8)ス、(9)ス、(10)ス、(11)ス及び(12)スに掲げる文書</p>	<p>原処分19ないし原処分24</p>	<p>3 ページないし7 ページ、9 ページ及び10 ページのそれぞれ一部</p>	<p>防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>

				より、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の(7)ス、(8)ス、(9)ス、(10)ス、(11)ス及び(12)スに掲げる文書	原処分19ないし原処分24	8ページ、12ページ及び13ページのそれぞれ一部(それぞれ写真の顔部分を除く。)		個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるとともに、防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の(7)ス、(8)ス、(9)ス、(10)ス、(11)ス及び(12)スに掲げる文書	原処分19ないし原処分24	11ページの一部		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の(7)セ、	原処分19な	別冊の1ページないし7ページ及び		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情

	<p>(8)セ、 (9)セ、 (10)セ、 (11)セ及び (12)セ に掲げる文書</p>	<p>いし原 処分2 4</p>	<p>10ページないし 17ページのそれ ぞれ一部</p>	<p>報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す るおそれがあることか ら、法5条3号に該当 するため不開示とし た。</p>
	<p>別紙の2の (8)ソ、 (9)ソ、 (10)ソ、 (11)ソ及 び(12)ソ に掲げる文書</p>	<p>原処分 20ないし原 処分2 4</p>	<p>2枚目、3枚目及 び7枚目ないし9 枚目のそれぞれ一 部</p>	<p>防衛省・自衛隊の行 動及び運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す るおそれがあることと もに、他国又は国際機 関に関する情報であり、 これを公にすること により、他国又は国際 機関との信頼関係が損 なわれるおそれがある ことから、法5条3号 に該当するため不開示 とした。</p>
			<p>4枚目ないし6枚 目及び10枚目な いし13枚目のそ れぞれ一部</p>	<p>防衛省・自衛隊の行 動及び運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に</p>

				支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の(8)タ、(9)タ、(10)タ、(11)タ及び(12)タに掲げる文書	原処分20ないし原処分24	かがみの2ページの一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
		別冊の13ページ、14ページ、18ページ、20ページ、21ページ、24ページないし26ページ、49ページないし56ページ、61ページ及び68ページないし76ページのそれぞれ一部		
		別冊の1ページないし12ページ、15ページないし17ページ、19ページ、22ページ、23ページ、27ページないし48ページ、57ページないし60ページ、62ページないし67ページ及び77ページのそれぞれ一部		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に

				該当するため不開示とした。
別紙の2の (8)チ、 (9)チ、 (10)チ、 (11)チ及 び(12)チ に掲げる文書	原処分 20ないし原 処分2 4	別冊の1ページな いし6ページ及び 9ページないし1 5ページのそれぞ れ一部		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の (8)ツ、 (9)ツ、 (10)ツ、 (11)ツ及 び(12)ツ に掲げる文書	原処分 20ないし原 処分2 4	2ページ、3ペー ジ及び7ページな いし9ページのそ れぞれ一部		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		4ページないし6 ページ、10ペー ジ及び11ページ		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公に

			のそれぞれ一部	することにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の(8)テ、(9)テ、(10)テ、(11)テ及び(12)テに掲げる文書	原処分20ないし原処分24	別冊の1ページないし7ページ及び10ページないし17ページのそれぞれ一部		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の(8)ト、(9)ト、(10)ト、(11)ト及び(12)トに掲げる文書	原処分20ないし原処分24	2ページ、3ページ及び7ページないし9ページのそれぞれ一部		防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機

				関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
			4ページないし6ページ及び10ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	別紙の2の(8)ナ、(9)ナ、(10)ナ、(11)ナ及び(12)ナに掲げる文書	原処分20ないし原処分24	別冊の1ページ、4ページ、5ページ、8ページ及び13ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

			別冊の 2 ページないし 4 ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるとともに、防衛省・自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
			別冊の 6 ページ、7 ページ、9 ページ、10 ページ及び 14 ページないし 22 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	別紙の 2 の (8) ニ、(9) ニ、(10) ニ、(11) ニ及び (12) ニに掲げる文書	原処分 20 ないし原処分 24	2 ページ、3 ページ、7 ページないし 11 ページ及び 14 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて

				<p>は我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
			4ページないし6ページ、12ページ、13ページ及び15ページのそれぞれ一部	<p>防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
	別紙の2の(8)ヌ、(9)ヌ、(10)ヌ、(11)ヌ及び(12)ヌに掲げる文書	原処分20ないし原処分24	別冊の1ページないし4ページ、7ページ及び10ページないし17ページのそれぞれ一部	<p>防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>

			別冊の 5 ページ及び 6 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	別紙の 2 の (8) ネ、 (9) ネ、 (10) ネ、 (11) ネ及び (12) ネ に掲げる文書	原処分 20 な いし原 処分 2 4	2 ページ、3 ページ、7 ページ、9 ページ及び 10 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示と

				した。
			4 ページないし 6 ページ、8 ページ及び 11 ページないし 13 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	別紙の 2 の (8) ノ、(9) ノ、(10) ノ、(11) ノ及び (12) ノに掲げる文書	原処分 20 ないし原処分 24	別冊の 1 ページないし 4 ページ、7 ページ及び 10 ページないし 17 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
			別冊の 5 ページ及び 6 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに

				に、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の (8)ハ、 (9)ハ、 (10)ハ、 (11)ハ及び (12)ハ に掲げる文書	原処分 20ないし原 処分2 4	2枚目、3枚目、 7枚目、9枚目及 び10枚目のそれ ぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
		4枚目ないし6枚 目、8枚目及び1 1枚目のそれぞれ 一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害す	

				るおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙の2の (10)ヒ、 (11)ヒ及 び(12)ヒ に掲げる文書	原処分 22ないし原 処分2 4	別冊の1ページな いし5ページ、7 ページ及び10ペ ージないし17ペ ージのそれぞれ一 部	防衛省・自衛隊の行 動及び運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す るおそれがあることか ら、法5条3号に該当 するため不開示とし た。	
		別冊の6ページの 一部	防衛省・自衛隊の行 動及び運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す るおそれがあるとともに、 他国又は国際機関 に関する情報であり、 これを公にすること により、他国又は国際機 関との信頼関係が損な われるおそれがあるこ とから、法5条3号に 該当するため不開示と した。	
別紙の2の	原処分	2ページ、3ペー	防衛省・自衛隊の行	

	(10)フ、 (11)フ及 び(12)フ に掲げる文書	22ないし原 処分2 4	ジ、7ページ、8 ページ及び10ペ ージのそれぞれ一 部	動及び運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す るおそれがあることに 、他国又は国際機関 に関する情報であり、 これを公にすること により、他国又は国際 機関との信頼関係が損 なわれるおそれがある ことから、法5条3号 に該当するため不開示 とした。
			4ページないし6 ページ、9ページ 及び11ページな いし14ページの それぞれ一部	防衛省・自衛隊の行 動及び運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいて は我が国の安全を害す るおそれがあることか ら、法5条3号に該当 するため不開示とし た。
	別紙の2(1 2)へに掲げ る文書	原処分 24	別冊の1ページ、 2ページ、4ペー ジ、5ページ、7 ページないし9ペ ージ及び11ペー ジないし28ペー	防衛省・自衛隊の行 動及び運用に関する情 報であり、これを公に することにより、自衛 隊の運用能力が推察さ れ、防衛省・自衛隊の

			ジのそれぞれ一部	任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
			別冊の3ページの一部(2(1)カの項目部分を除く。)	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、防衛省・自衛隊が行う人事管理に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号ニに該当するため不開示とした。
			別冊の6ページの一部	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて

				<p>は我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
別紙の2の(12)ホに掲げる文書	原処分 24	2ページ、3ページ、9ページ及び10ページのそれぞれ一部	<p>防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>	
		4ページないし8ページ及び11ページないし13ページのそれぞれ一部	<p>防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に</p>	

				支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3	別紙の2の (5)カ、 (6)カ、 (7)カ、 (8)カ、 (9)カ、 (10)カ、 (11)カ及び (12)カ に掲げる文書	原処分 17ないし原 処分2 4	別冊の10ページ の一部	他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	別紙の2の (5)キ、 (6)キ、 (7)キ、 (8)キ、 (9)キ、 (10)キ、 (11)キ及び (12)キ に掲げる文書		7ページ及び8ページ のそれぞれ一部	
	別紙の2の (5)ク、 (6)ク、 (7)ク、 (8)ク、 (9)ク、 (10)ク、 (11)ク及び (12)ク に掲げる文書		7ページ及び8ページ のそれぞれ一部	
	別紙の2の		原処分	

(6) コ、 (7) コ、 (8) コ、 (9) コ、 (10) コ、 (11) コ及 び(12) コ に掲げる文書	18な いし原 処分2 4	一部	
別紙の2の (7) ス、 (8) ス、 (9) ス、 (10) ス、 (11) ス及 び(12) ス に掲げる文書	原処分 19な いし原 処分2 4	14ページの 一部 (写真の顔部分 を除く。)	個人に関する情報 であり、特定の個人を識 別することができる とともに、他国又は国際 機関に関する情報であ り、これを公にすること により、他国又は国際 機関との信頼関係が損 なわれるおそれがある ことから、法5条1 号及び3号に該当する ため不開示とした。
別紙の2の (7) セ、 (8) セ、 (9) セ、 (10) セ、 (11) セ及 び(12) セ に掲げる文書		別冊の9ページ の一部	他国又は国際機関に 関する情報であり、こ れを公にすることによ り、他国又は国際機関 との信頼関係が損なわ れるおそれがあること から、法5条3号に該 当するため不開示とし た。
別紙の2の (8) チ、 (9) チ、 (10) チ、 (11) チ及 び(12) チ に掲げる文書	原処分 20な いし原 処分2 4	別冊の8ページ の一部	
別紙の2の (8) テ、		別冊の9ページ の一部	

	(9) テ、 (10) テ、 (11) テ及 び(12) テ に掲げる文書			
	別紙の2の (8) ナ、 (9) ナ、 (10) ナ、 (11) ナ及 び(12) ナ に掲げる文書		別冊の12ページ の一部	
	別紙の2の (8) ヌ、 (9) ヌ、 (10) ヌ、 (11) ヌ及 び(12) ヌ に掲げる文書		別冊の9ページ の一部	
	別紙の2の (8) ノ、 (9) ノ、 (10) ノ、 (11) ノ及 び(12) ノ に掲げる文書		別冊の9ページ の一部	
	別紙の2の (10) ヒ、 (11) ヒ及 び(12) ヒ に掲げる文書	原処分 22ないし原 処分24	別冊の9ページ の一部	
4	別紙の2の (1) キ、 (2) キ、 (3) エ、 (4) エ、 (5) エ、	原処分 13ないし原 処分24	別冊の12ページ の一部	防衛省・自衛隊の組 織、編成及び現員に関 する情報であり、これ を公にすることによ り、自衛隊の態勢が推 察され、防衛省・自衛

	<p>(6) エ、 (7) エ、 (8) エ、 (9) エ、 (10) エ、 (11) エ及 び(12) エ に掲げる文書</p>			<p>隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
	<p>別紙の2の (1) ク、 (2) ク、 (3) オ、 (4) オ、 (5) オ、 (6) オ、 (7) オ、 (8) オ、 (9) オ、 (10) オ、 (11) オ及 び(12) オ に掲げる文書</p>		<p>別冊の13ページ の一部</p>	
	<p>別紙の2の (5) カ、 (6) カ、 (7) カ、 (8) カ、 (9) カ、 (10) カ、 (11) カ及 び(12) カ に掲げる文書</p>	<p>原処分 17な いし原 処分2 4</p>	<p>別冊の9ページ の一部</p>	
	<p>別紙の2の (6) コ、 (7) コ、 (8) コ、 (9) コ、</p>	<p>原処分 18な いし原 処分2 4</p>	<p>別冊の10枚目 の一部</p>	

(10) コ、 (11) コ及 び(12) コ に掲げる文書			
別紙の2の (7) セ、 (8) セ、 (9) セ、 (10) セ、 (11) セ及 び(12) セ に掲げる文書	原処分 19な いし原 処分2 4	別冊の8ページの 一部	
別紙の2の (8) チ、 (9) チ、 (10) チ、 (11) チ及 び(12) チ に掲げる文書	原処分 20な いし原 処分2 4	別冊の7ページの 一部	
別紙の2の (8) テ、 (9) テ、 (10) テ、 (11) テ及 び(12) テ に掲げる文書		別冊の8ページの 一部	
別紙の2の (8) ナ、 (9) ナ、 (10) ナ、 (11) ナ及 び(12) ナ に掲げる文書		別冊の11ページ の一部	
別紙の2の (8) ヌ、 (9) ヌ、 (10) ヌ、		別冊の8ページの 一部	

	(11)ヌ及び(12)ヌに掲げる文書			
	別紙の2の(8)ノ、(9)ノ、(10)ノ、(11)ノ及び(12)ノに掲げる文書		別冊の8ページの一部	
	別紙の2の(10)ヒ、(11)ヒ及び(12)ヒに掲げる文書	原処分22ないし原処分24	別冊の8ページの一部	
	別紙の2の(12)へに掲げる文書	原処分24	別冊の10ページの一部	
5	別紙の2の(1)キ、(2)キ、(3)エ、(4)エ、(5)エ、(6)エ、(7)エ、(8)エ、(9)エ、(10)エ、(11)エ及び(12)エに掲げる文書	原処分13ないし原処分24	別冊の8ページの一部	防衛省・自衛隊の作戦通信の運用及び内容に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮通信要領・手法及び内容が推察されるとともに、防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する能力及び現状が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当
	別紙の2の(1)ク、(2)ク、(3)オ、(4)オ、	原処分13ないし原処分24	別冊の12ページの一部	

(5) オ、 (6) オ、 (7) オ、 (8) オ、 (9) オ、 (10) オ、 (11) オ及 び(12) オ に掲げる文書			するため不開示とし た。
別紙の2の (5) カ、 (6) カ、 (7) カ、 (8) カ、 (9) カ、 (10) カ、 (11) カ及 び(12) カ に掲げる文書	原処分 17な いし原 処分2 4	別冊の6ページの 一部	防衛省・自衛隊の情報 業務に関する情報で あり、これを公にする ことにより、自衛隊の 情報業務に関する現状 が推察されるととも に、防衛省・自衛隊の 作戦通信の運用及び内 容に関する情報であ り、これを公にするこ とにより、自衛隊の指 揮通信要領・手法及び 内容が推察され、防衛 省・自衛隊の任務の効 果的な遂行に支障を及 ぼし、ひいては我が国 の安全を害するおそれ があることから、法5 条3号に該当するため 不開示とした。
別紙の2の (6) コ、 (7) コ、 (8) コ、 (9) コ、 (10) コ、 (11) コ及 び(12) コ に掲げる文書	原処分 18な いし原 処分2 4	別冊の8枚目の一 部	防衛省・自衛隊の作 戦通信の運用及び内容 に関する情報であり、 これを公にすることに より、自衛隊の指揮通 信要領・手法及び内容 が推察され、防衛省・ 自衛隊の任務の效果的
別紙の2の (6) サ、 (7) サ、 (8) サ、 (9) サ、 (10) サ、 (11) サ及 び(12) サ	原処分 18な いし原 処分2 4	11ページの一部	防衛省・自衛隊の作 戦通信の運用及び内容 に関する情報であり、 これを公にすることに より、自衛隊の指揮通 信要領・手法及び内容 が推察され、防衛省・ 自衛隊の任務の效果的

	に掲げる文書			な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6	別紙の2の(12)へに掲げる文書	原処分 24	別冊の3ページの一部(2(1)カの項目部分のみ)	防衛省・自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、防衛省・自衛隊が行う人事管理に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号ニに該当するため不開示とした。

※当審査会において整理した。